第

4395

号



1994年1月6日創刊 · 毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2011年)平成23年 12月 29日 木曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所/顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: $\underline{\text{http://www.zeirishi-miwa.co.jp}}$

△ 光ディスクによる調書の提出

Q:源泉徴収票などの調書等が膨大な枚数になりますが、書類で提出する方法しかないのですか?

 \mathbf{A} :光ディスクによる方法があります。ただし、平成26年1月以後は、前々年の調書等が1,000枚以上の場合、光ディスク又は \mathbf{e} -Taxの方法によらなければならなくなります。

【解説】

所得税法や租税特別措置法、国外送金等に係る調書の提出等に関する法律による調書、源泉徴収票、計算書及び報告書(調書等)は、原則として、書面により提出することとされていますが、所轄税務署長の承認を受けた場合は光ディスク、磁気テープ又は磁気ディスク(光ディスク等)での提出が認められています。

ただし、調書等の数が膨大な場合は、紙で提出することが効率的でないことから、平成平成26年1月以後は、その調書の提出期限の属する年の前々年の1月1日から12月31日までの間に提出すべきであった枚数が1,000枚以上である場合は、記載事項を記録した光ディスクを提出する方法又はe-Taxを使用して送付する方法のいずれかの方法により所轄税務署長に提出しなければならないこととなっています。

1,000枚かどうかは、①配当の支払調書、② 給与の源泉徴収票、③特定口座年間取引報告 書、④国外送金等調書ごとに判定することに なります。







